

令和7年度 商工会マンスリー 4月号



会員数 2025年3月25日現在

547名

発行: 池田町商工会 揖斐郡池田町六之井 1480-1
TEL: 45-8000 FAX: 45-8186
E-mail: ikeda@ml.gifushoko.or.jp



小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞の公募予定

小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。



★補助対象者

本補助金の補助対象者は、①～③に掲げる要件をいずれも満たす日本国内に所在する小規模事業者等であること。

①小規模事業者であること

商業・サービス産業（宿泊業・娯楽業を除く）	常時使用する従業員の数	5人
サービス産業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人

②資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないこと。

③確定している（申告済みの）直近3年間分の「各年」又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと。



★補償対象事業

補助対象となる事業は、①～③に掲げる要件をいずれも満たす事業者であること。

①策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組みであること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化のための取組であること。

②商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。

③補助事業実施期間内に補助事業が終了すること。



★補助対象経費

- ①使用目的が事業遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②交付決定日以降に発生し補助事業期間中に支払が完了した経費
- ③証憑資料等によって支払金額が確認できる経費

①機械装置等費	②広報費
③ウェブサイト関連費	④展示会等出展費
⑤旅費	⑥新商品開発費
⑦借料	⑧委託・外注費

★補助率、補助上限額

補助率	2/3（賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4）
補助上限	50万円
インボイス特例	50万円
賃金引上げ特例	150万円

★公募期間

- ・公募要領公開：2025年3月4日（火）
- ・申請受付開始：2025年5月1日（木）
- ・事業支援計画書発行受付締切：2025年6月3日（火）（原則）
- ・申請受付締切：2025年6月13日（金）17：00



詳しくは、池田町商工会まで！！

商工会の『WEB セミナー』を利用して経営に役立てよう

WEB セミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。何時でも、何処でも、ご利用いただけます。

【ご利用方法】



- ①池田町商工会のホームページのバナーをクリック ↑ ↑
- ②専用 ID とパスワードを入力します。
- ③600本以上の豊富なラインナップが無料で視聴可能

ログイン ID	4041	パスワード	4041
---------	------	-------	------

池田町商工会人事異動について

4月1日付にて、池田町商工会事務局において次の通り人事異動がありました。



★ どうぞよろしくお願い致します。

【新任】事務局長 白石 雅巳（新規採用）

★ 大変お世話になりました。

【退職】事務局長 中野 悟（退職）



労働保険年度更新による書類提出について

労働保険の確定申告の時期となりました。委託事業者の皆様には下記書類の提出をお願い致します。

- 提出書類：・労働保険料算定基礎賃金等の報告
- ・一括有期事業報告書（建設の事業）
 - ・一括有期事業総括表（建設の事業）

□ 提出場所：池田町商工会

□ 提出期限：令和7年4月18日（金）まで **厳守**

□ その他：

- ・雇用保険成立の事業所様は、同封の被保険者リスト（3月12日現在）にて被保険者の確認をして下さい。
- ・賃金等報告の業種欄は必ず記入して下さい。
- ・特別加入の希望日額は必ず記入して下さい。



よろしくお願いします



□ 注意点：

・一括有期事業報告及び総括表

1年間の元請工事明細を記入してください。

期間は令和7年3月31日までに終了した工事、請負金額は消費税を除いた金額です。

元請工事内容によって保険料率が違いますので項目ごとに記入。

・雇用保険加入の方で移動がありましたらお申し出下さい。

採用：貴事業所に入られる前の被保険者番号・マイナンバー
入社年月日（出勤簿又はタイムカード）

氏名・生年月日・賃金・一週間の所定労働時間等

離職：退職年月日（出勤簿又はタイムカード）・退職者住所・
退職理由・マイナンバー

※事業所の方で、直接手続きをされた場合、お手数ですが得喪日等を商工会までご連絡いただきますようお願い致します。

池田町商工会/〒503-2425 六之井 1480-1
TEL:0585-45-8000 FAX:0585-45-8186

マル経金利

2025年3月25日現在
日本政策金融公庫 HP

1.95%



行事予定

- 4月 8日（火）青年部新任時常任委員会・会計監査
- 4月 9日（水）経営発達支援計画評価委員会
- 4月10日（木）女性部霞間ヶ溪清掃・例会・会計監査
- 4月13日（日）～14日（月）青年部視察研修
- 4月15日（火）池田町商工会会計監査
- 4月18日（金）企画運営委員会・女性部通常総会
- 4月22日（火）青年部通常総会
- 4月25日（金）理事役員会



マル経融資制度



○ マル経融資とは、日本政策金融公庫の無担保、無保証人の融資制度です。

- ・返済期間：運転資金 7年以内、設備資金 10年以内
- ・融 資 額：10万円～2,000万円

【ご利用いただける方】

- ・池田町内で1年以上営業し、商工会の経営指導を6カ月以上受けている方。
- ・従業員数20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の事業所。
- ・所得税や住民税を完納している方。
- ・日本政策金融公庫の融資対象業種である事 など